



日本共産党 大分県議団
県政報告

つつみ栄三

*2016年第3回定例会（9月議会）
9月7日から9月27日 21日間

2016年9月7日から27日までの間、第3回定例会が開催されました。今回の議会では、参議院選挙公示前に、大分県警別府警察署が、労働組合等が入る別府地区労働福祉会館の敷地内に、無断で侵入し隠しカメラを設置した問題等質疑で取り上げました。

日本共産党大分県議団 つつみ栄三

政府に対し予算要望を行ってきました

8月23・24日に警察庁・厚生労働省・環境省などに、約100項目に及ぶ要望を届けてきました。文部科学省では、「少人数学級を政府の制度として拡充してほしい」と求め、担当者は「少人数学級は重要と考えている。しかし財務省との予算折衝で大変厳しい状況である。当面チームティーティングや少人数学級でニーズにこたえていきたい」「文科省としても一日も早く改善をしてほしいと考えている」と回答しました。

警察庁では、別府警察署による隠しカメラ問題で姿勢をただしました。担当者は「警察庁としては、大分県警からの報告を待っている状況である」と積極的に調査する姿勢ではありませんでした。

内閣府では、大分県からの災害救助法適用申請がなかった問題で、担当者は「大分県には何度も電話で確認したが、申請がなかった」と回答しました。申請すれば適用されていた可能性があります。県の姿勢が問われます。

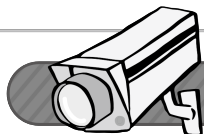
厚生労働省では、こども医療の無料化について、「全国でも無料化が広がっている。ぜひ国として制度化してほしい」と要請しました。担当者は「子ども医療費助成は検討会を

立ち上げ、ネックとなっている国保のペナルティ問題をどうするか検討している。少子化対策のためには見直しをすることが大切であり、年度末までには結論を出したい」と答弁しました。

環境省と経済産業省では、「新日鐵住金のばいじん公害問題」で、現地調査に来よう要請しました。担当者は「実態調査は大分市が行っており、苦情があれば大分市がつかむ。今は現地に行く状況ではないと考えている」と答え、国として公害をなくすという積極的な姿勢は見られませんでした。

上記以外にも介護保険問題や日出生台の米軍演習問題、住宅リフォーム助成制度など、多岐にわたって行いました。

第3回定例会議案質問



別府警察署による、ビデオカメラ隠し撮り問題について

質問(つつみ) 大分県警のビデオ隠し撮り問題で、TBSニュース番組が今回の隠しカメラ問題を取り上げ、そこに登場した警察官が「実際に〇〇で墓場を撮ったときは、立ち木にテープで縛りつけて」と話す場面が出て

きますが、「一体これはどこなのか」。また、「昨年度も含めて選挙違反事件やそのほかの事件で、ビデオカメラを設置した事案は過去あったのか」。明らかにするようただしました。

答弁(警察本部長) 「犯罪捜査について、過去に、今回別府警察署が使用されたものと同様のビデオカメラを捜査に使用したこともあります」と過去から隠し撮りをしていたことを認める答弁をしました。「報道番組で取り上げられた事例は、ある墓地で墓が連続して荒らされた事案につき、証拠採取のため、墓地管理者の許可を受けてカメラを設置したのですが、これ以上の詳細については、今後の捜査の支障が生じるおそれがありますので、お答えは差し控えさせていただきます」と、これ以上の答弁はしないという姿勢でした。

1. 憲法違反の認識は

質問(つつみ) 続いてつつみ栄三県議は、捜査用カメラの設置について憲法違反の認識をたどりました。「カメラ設置の問題については最高裁判例によると、警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないのが原則です。現に犯罪が行われ、もしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは例外である。と判例ではなっていますが、今回のカメラ設置は、設置方法が最高裁判例からみても、憲法違反ではないのかと」厳しく迫りました。

答弁(警察本部長) 「今回の別府警察署員による、カメラの設置につきましては、設置にあたりまして住居侵入という罪を犯して行われたものでありまして、また必要性相当性もない不適切な捜査であったというふうを考えております」と、答弁するにとどまり、最後まで憲法違反の認識は示しませんでした。

2. 県警本部長の責任は

質問(つつみ) 続いて、つつみ栄三県議は、県警本部長の責任問題について、「今回実行した刑事官4人を書類送検。署長及び副署長は本部長訓戒の処分。隠しカメラ設置について本部に報告がなかったと言うけれども、1つの署の判断で、出来る様なものではありません。選挙違反事件は本部長指揮であ

り、このような重大な問題で県警本部が全く知らなかったというのは通話ではありません。処分について別府署の6人に負わせることで県民は納得しない。県警本部長の責任の所在についてどうされるのか」とその責任の処し方についてたどりました。

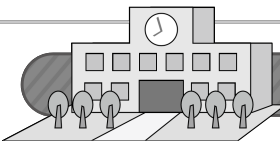


答弁(警察本部長) 「今回別府警察署から捜査にあたりまして、警察本部に全く報告が無かったものでありますが、本来報告すべき事項の報告がなされてなかったということは、大変遺憾なことであります。起こした事件の重大性を十分に重く受け止め、私が率先してこのような事案が二度と起きないように再発防止に取り組む事が、いま私に科せられた最も重い責任であるという風に考えております。県警の組織を挙げて再発防止に取り組んでいきたいと思っています」と、答弁するにとどまりました。

3. 警察内部の人権教育について

質問(つつみ) 続いて県警の人権教育について、「今回の事件を見て、警察内部では、どのような教育がなされているのかと、多くの県民が疑問を持ったのではないのでしょうか。警察官も公務員として憲法順守義務があり警察法でも規定されています。しかし今回の事件では、全くこのようなことが抜け落ち、プライバシー侵害を平然とやっているというのが実態です。人権侵害という認識はあるのでしょうか。これまで警察学校や現場では、人権教育等はどのように行われてきたのか。また今後、今回の事件を受けて人権教育や憲法教育はどうするのか」。県警の姿勢を正しました。

答弁(警察本部長) 「警察学校の初任科におきまして憲法行政法に時間を割いて講義を行なっています。その中でそれぞれの個人の人権配慮について今後も教育を重ねてまいります」と、答弁しました。



県教委における不正採用事件を巡る最高裁への上告について

質問(つつみ) 今回、「不正採用事件に対し、9月5日福岡高裁で大分県側の控訴を棄却し、中学校の男性教諭が勝訴しました。裁判長は、県教委は加点に男性の関与があったのかなど具体的事情を調査・検討することなく、処分をしたと県教委の真相究明が不十分と断罪しています。高裁判決をどのように受けとめているか」。

また「県教委は最高裁に上告することを決定しているが、上告を断念し、判決の論理を踏まえた調査等を再度行うべきと考えるかどうか」と、再調査すべきと要求しました。

答弁(教育長) 「教員採用取消勝訴について、地方公務員法15条及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨

に反する採用の違法性は重大であり、取消処分に関する下級審の判断も分かれている為、最高裁の判断を仰ぐ必要があるものと考えている。教育委員会では、事件後速やかに、事実解明をするため、過去10年の所属長、人事担当者101名への事情聴取と学校関係管理監督者1,067への文書・書面による調査、事情聴取を行なっています。この調査は、教育委員会が行政機関としての権限の及ぶ範囲で可能な限り事実関係を調べ、聞き取り調査及び文書調査等の結果も併せ、これを調査結果報告書としてとりまとめ、公表しており、再度の調査は考えていない」と、再調査しないと強弁しました。



熊本・大分地震について

質問(つつみ) 次に熊本地震関連の補正予算について、日本共産党地方議員団として8月23・24日に100項目の切実な要望をもって、政府予算要望交渉に行ってきたことを紹介しながら、「災害救助法適用問題で、内閣府の防災担当者との意見交換では、大分県には何度となく連絡したが、救助法の申請はなかった」と言っている。適用が可能であるにもかかわらず、申請しなかった理由として、第2回定例会で知事は、「災害支援は、市町村が主体となって直接実施したほうが迅速、効果的」と答弁していることを取り上げ、「県が主体となっては迅速・効果的な支援ができないと考えているのか」と、ただしました。

答弁(広瀬知事) これに対し知事は、「災害救助法の適用について、災害救助法施行令第1条第1項第4号は『多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合』に適用することとなっています。4月16日の時点で大分県におきましては死者、行方不明者もなく多くの人命に

かかわるような家屋崩壊も確認されず、法の適用には該当しない状況と判断しました。『おそれ』という点についても、結果的に甚大な人的被害はなく、当時の判断は、今考えても正しかったものと考えている」と、適用しなかったことを当然視しました。

「被災者の救助は基礎的自治体である市町村が直接実施し、県は、食糧などの物資提供や避難所への保健師派遣など市町村の支援にあたりるとともに、国や関係機関との総合調整にあたったところです。今回の地震では、観光関係の施設営業に大きな被害がありましたけれども、様々な分野で復興支援策を迅速に取る事が出来たのも、こうした市町村との手わけの結果であったのではないかと思う。このように県と市町村が重層的に取り組むことにより、迅速で手厚い災害救助ができたものと考えています」と、答弁するにとどまりました。



